

改正

令和4年3月24日条例第13号

荒尾市中小企業・小規模企業振興基本条例

荒尾市は、鉱工業のまちとして、国内有数の規模を誇った三井三池炭鉱や高い技術力に支えられた繊維製品、食料品、金属製品の生産によって、日本の近代化を支えてきた。世界遺産に登録された万田坑は、荒尾市が近代日本の発展において果たしてきた役割の歴史の象徴であり、また、市民の誇りである。

農業や漁業においても、肥沃な土壌で栽培される荒尾梨や金山スイカ、ラムサール条約湿地である荒尾干潟が育む海苔、アサリ、マジックが市の内外に出荷されている。工芸品の分野では、小代焼が国から伝統的工芸品としての指定を受け、その貴重な技術が受け継がれている。このように、荒尾市においては、豊かな自然環境と地利を生かした多彩な産業が発展してきた。

荒尾市の産業の発展を担ってきたのは、言うまでもなく、中小企業者及び小規模企業者である。さらに、中小企業者及び小規模企業者は、その経済活動によって、市民に就業の場を与え、消費の促進により市の財政を支えてきた。また、女性の社会参加の促進や消防団をはじめとする地域活動への積極的な貢献などを通じて、まちづくりや災害対応などにおいて市民生活を支え、地域社会に大きく貢献してきた。荒尾市の成長発展は、常に中小企業者及び小規模企業者の活躍や労苦とともにある。

近年、中小企業者及び小規模企業者を取り巻く環境は、経済のグローバル化、少子高齢化、人口減少社会の到来などの社会構造の大きな変化により、厳しさを増している。

荒尾市において持続可能なまちづくりを進めていくためには、荒尾市の産業を支える中小企業者及び小規模企業者が果たしている役割について、市、事業者、経済団体等及び市民が共通の認識を持ち、一体となって中小企業及び小規模企業の振興を図らなければならない。

ここに、中小企業及び小規模企業の振興を市政の重点課題と位置付け、基本理念を明らかにし、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が荒尾市の発展において重要な役割を担っていることに鑑み、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興について基本となる事項を定め、市、事業者、経済団体等、受注事業者及び市

民の責務等を明らかにすることにより、中小企業者等の健全な発展を図り、もって、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち小規模企業者を除くものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 経済団体等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に事務所を有する商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所
 - イ 市内に本店又は支店等を有する銀行、信用金庫その他の金融機関
 - ウ 市内に本所又は支所等を有する農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合
 - エ その他経済活動の発展に寄与する目的で設立された市内の団体
- (5) 大企業者 中小企業者等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 受注事業者 市の発注する工事、物品及び役務の調達等を行うものをいう。
- (7) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業者等の創意工夫及び自主的な努力を基本とし、市、事業者、経済団体等及び市民が相互に連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 前項の中小企業等の振興に関する施策は、国及び県、近隣市町村その他の公共団体と連携を図りながら推進するものとする。
- 3 市は、中小企業等における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の指定に当たっては、予算の適正な執行及び透明

かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

(基本方針)

第5条 市は、次に掲げる事項を基本方針とし、社会経済情勢の変化に応じて適切な中小企業等の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営革新、事業承継、新規創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業者等が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。）の促進
- (2) 経営改善及び経営基盤強化の促進
- (3) 女性、高齢者及び障害者を含めた雇用の促進並びに職場環境改善への支援
- (4) 若い労働力及び人材の確保並びに人材育成への支援
- (5) 観光及び農商工連携の取組の推進
- (6) 農林水産業における6次産業化の促進
- (7) 産学官及び産業間の連携の促進
- (8) 販路及び受注機会の拡大への支援
- (9) 伝統工芸等の技術伝承等への支援
- (10) 地産地消及び域内消費の推進並びに地域資源の活用
- (11) 経済団体等と連携した融資制度への支援
- (12) 商店街等のまちづくり環境整備の促進
- (13) 中小企業等の振興に資する企業立地の促進
- (14) 中小企業等の役割についての学校教育の推進
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関が必要と認める施策

(中小企業者等の責務)

第6条 中小企業者等は、社会経済情勢の変化に応じて、経営革新及び経営基盤の強化に努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の充実その他の雇用環境の整備に努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、市内の商工関係団体等への加入及び地域と連携した取組等を通して、地域の活性化に努めるものとする。

(経済団体等の責務)

第7条 経済団体等は、中小企業者等の経営革新及び経営基盤の強化に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の責務)

第8条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚することはもとより、中小企業等の振興が本市経済の発展に重要な役割を果たすことを理解し、中小企業者等との連携を図るとともに、中小企業等の振興及び地域経済の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(受注事業者の責務)

第9条 受注事業者は、市が発注する公共事業に関しては、市の産業及び経済の発展を担う中小企業者等が果たしている役割を理解し、中小企業等の振興及び地域経済の活性化につながるよう地域と連携した取組に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業等の振興が市民生活の安定及び向上並びに地域経済の活性化に資する役割を理解し、中小企業者等の健全な発展及び育成に協力するよう努めるものとする。

(域内消費の促進)

第11条 市、事業者、経済団体等、受注事業者及び市民は、市内で生産され、製造され、又は加工された製品の購入及び市内の事業者が提供する役務等の利用の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。